

議案第121号

旧岩槻区役所庁舎等解体工事請負契約について

旧岩槻区役所庁舎等解体工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 契約の目的 旧岩槻区役所庁舎等解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 548,357,040円
- 4 契約の相手方 佐伯・ユーディケー特定共同企業体
代表構成員 さいたま市北区日進町1丁目319番地
株式会社佐伯工務店
代表取締役 安藤 嘉明
構 成 員 さいたま市浦和区岸町5丁目7番11号
株式会社ユーディケー
代表取締役 関根 信次